

様式第 1

意見書

平成 21 年 2 月 9 日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 150-0011
(ふりがな) とうきょうとしぶやくひがし
住所 東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル 4F
(ふりがな) もばいる・こんてんつ・ふおーらむ
氏名 モバイル・コンテンツ・フォーラム
座長 東邦 仁虎
メールアドレス
電話番号
(連絡先:モバイル・コンテンツ・フォーラム事務局)

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集の各検討項目」に関して、別紙のとおり提案します。

別紙 1

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」 に関する提案

この度は、意見提出の機会をいただき感謝申し上げます。以下のように意見を提出させていただきますので、よろしくご査収の上ご検討いただきますようお願い申し上げます。

1. モバイル市場の公正競争環境の整備について

検討項目で示されているように、モバイル市場は、2000年に第二種指定電気通信設備が導入された当時とは環境は激変しており、端末契約数は1億を超えるとともに電気通信サービスも通話からデータ通信の比重が高まっており、コンテンツ配信事業者から利用者に提供されているモバイルコンテンツ関連市場は1兆円を超える規模

(2007年のモバイルコンテンツ市場とモバイルコマース市場の合計は1兆1,464億円)となっている。このように国民の大多数においてモバイルは通話だけでなくインターネット上のコンテンツやサービスを享受するための基礎的なインフラとなっているが、競争環境をみると大手3社のシェアが90%以上と高く固定網と同様の寡占市場である。このようなモバイル市場において国民利用者が多様な利便性を享受できる公正競争環境を実現するための考え方や制度として、ボトルネック性に起因した固定網の第一種と移動網の第二種の間には規制の差異を設ける必要性は薄れていると考える。

特に第二種電気通信設備への接続が電気通信事業者によって制限されている場合は公正競争環境にあるとはいえず、接続箇所の設置や機能のアンバンドル及び接続料の算定に関しては、第一種と同様の考え方を採用することが必要である。その上でそれぞれの市場環境にあわせて規制内容の差異が検討されるべきであると考えます。

2. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備について

前段で示したように、モバイル市場は通話からデータ通信(コンテンツ・サービス)への利用が広がっている現状を考えると、第二種電気通信設備の対象としても通話機能からコンテンツ・サービスに関する機能へ広げるべきである。その場合IP化されているデータ通信においては、ハードウェアに依存しないソフトウェアによって機能が提供されるため指定対象に関しても、設備(ハードウェア)ではなく機能自体を対象とすべきである。

公正競争環境のためアンバンドルすべき機能としては、以下のようなものがあげら

れる。アンバンドルすることによって多様な事業者によって参入が促進されて利用者は選択肢が増えることで利便性を享受できると考える。

1) 認証・課金に関する機能

認証に必要な利用者を識別する情報 (ID) に関して ID ポータビリティが実現されていないため、利用者がキャリアを変更することでコンテンツ・サービスも解約しなければならない。また、求めるセキュリティレベルに合わせて多様な認証機能を選択することもできない。

通信事業者以外に課金の回収代行機能が実現されていないため、クレジットカードなどの各種決済手段を選択できるような多様性がない。

2) コンテンツ配信に関する機能

着うたフル、動画等の特定コンテンツを配信するには MOS サーバー等の通信事業者の特定の配信サーバーに制限される場合があるため、配信コストが割高となる。

3) PUSH 型サービスに関する機能

「SMS (ショート・メッセージ・サービス)」、「EZ チャンネル」、「EZ ニュースフラッシュ」、「i チャンネル」、「Music&Video チャンネル」、「i コンシェル」等の PUSH 型サービスに関して通信事業者以外は提供できないため多様性がない。

4) 端末で利用するアプリケーション機能

アプリケーションに関しては、利用できる機能や配信する設備が通信事業者によって制限される場合があるため、コンテンツ・サービスにあわせてアプリケーションを利用することが制限される。

5) コンテンツ・サービスのための API 機能

例えば、GPS を使用した位置情報 API 機能は、ナビゲーションサービスを行う上で必要不可欠であるが、通信事業者から API が一般に開示されない場合があるため、位置情報を利用した多様なナビゲーションサービスが提供できない。

6) ストレージに関する機能

メールやコンテンツ等のお預かりサービスは、通信事業者が提供するサービスのみであり、利用者は多様な選択肢がない。

7) ポータル、ISP サービスに関する機能

現在の公式メニューや ISP サービスには実質上通信事業者によるもの以外の選択肢がなく、利用者が任意に選べないため多様性がない。

8) コンテンツ制作に関する仕様を公開する機能

通信事業者は「端末仕様書」、「アプリ仕様書」、「ネットワーク仕様書」等の接続の規制や、詳細仕様を公式サイト以外に開示しないため、多様な事業者が公平にサービスを提供できない。

また、通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信事業の公正な競争環境を整備するためには、主要なプレイヤーである「電気通信回線設備を設置せず配信サーバー等の電気通信設備を利用して事業展開を行う事業者」も電気通信事業者と同様に電気通信事業法上の接続ルールが適用できるようにするとともに紛争処理の対象とすべきである。そのために「電気通信回線設備を設置せず配信サーバー等の電気通信設備を利用して事業展開を行う事業者」等の新しい区分を含めて検討すべきである。

3. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方について

「通信サービスレイヤーにおける市場支配力の上位レイヤーへのレバレッジ」を検討項目としていることは賛成である。これを意味するものとして「通信事業者による通信プラットフォーム事業者及びコンテンツ配信事業者の公平な取扱い」が想定されるが、その他に「通信事業者の上位レイヤー参入による通信事業者と上位レイヤー事業者（通信プラットフォーム事業者・コンテンツ配信事業者）間の公平な競争環境」を検討する視点は特に必要である。